



共同声明：人種差別撤廃委員会 101 会期

2020 年 8 月 5 日

議長、ありがとうございます

本日の歴史的なオンライン会期で発言する機会を提供して下さった委員会に感謝申し上げます。特に国内からより広範な市民社会が今後の会期に参加できるよう、この取り組みが強化されることに期待します。

新型コロナウイルスのパンデミックは、アフリカ系の人びと、マイノリティ、カーストや世系に基づく差別を受ける人びと、先住民族、無国籍者、難民や庇護希望者を含む移住者など、人種差別を受けるコミュニティに属する人びとにより大きな不利益をもたらしてきました。何十年、もしくは何世紀にもわたる構造的な人種差別によって、これらの人びとはパンデミックの影響においても特に脆弱な立場に置かれています。これらの人びとの多くは在宅勤務が不可能な最前線の仕事や非正規の仕事に従事しています。医療、栄養のある食事、混雑していない住居、適切な水と衛生設備、きれいな空気、そして自分たちの言語でのコロナウイルスに関する情報といったものまで、さまざまなアクセスが制限されています。当初はアジア人やアジア系の人びとを対象としていた人種主義に基づくヘイトスピーチ、ヘイトクライム、プロファイリングは、今では移民、ロマ、トラベラーを含む他のグループにも向けられています。法と司法制度における人種差別によって、拘留所や刑務所においてこれらの周縁化された人びとは過剰に収容されています。同時に、人種差別は、宗教や信条、年齢、障害、性別、性自認、性的指向に基づく差別と交差し、これらの人びとの権利保護における負の影響を増大させています。これらすべての要因はパンデミックに対して人びとをより脆弱にしています。

2020 年のネルソン・マンデラ年次講演会で、アントニオ・グテーレス国連事務総長は、「私たちは皆同じ海に浮かんでいるが、ある者はスーパーヨットに乗っているし、ある者は漂流物にしがみついていることは明らかだ」と、皆が同じ船に乗っているという[神話を否定](#)しました。人種差別撤廃条約（ICERD）が保護しようとしているのは、まさに漂流物にしがみついている人たちです。本委員会は、締約国が必要な保護措置を提供し、新型コロナウイルスへの対応においてこのような人びとが差別されたり、置き去りにされないことを保障するために活動することによって、周縁化された人びとのための灯台となるべきです。

議長、委員の皆様。

2020 年は、法執行機関をはじめとしてさまざまな分野における人種主義や人種差別をなくすことが世界中で呼びかけられている年でもあります。本委員会は、アメリカ合衆国での警察によるジョージ・フロイドさん殺害事件と人種差別に対する正義を求めるその後の平和的な抗議行動に対して[声明](#)を発表した最初の国連人権条約機関です。私たちはこの声明を歓迎し、米国の警察と刑事司法制度の改革を求める委員会の呼びかけを支持します。声明は、6 月 17 日に開催された「現在問題になっている人種的動機にもとづく人権侵害、制度的人種差別、警察の残虐行為および平和的抗議者に対する暴力」に関する[人権理事会の緊急ディベート](#)にも貢献しました。委員会の声明は、早期警戒・緊急行動手続きの独自の価値と、人権保護におけるギャップを埋めるために条約機関が緊急事態に迅速に対応することの重要性を改めて証明しました。私たちは、締約国による条約の重大な違反を防ぐために、パンデミックにおいて委員会がこの手続きを積極的に活用することを奨励します。

これらの理由から、様々な困難の中で開催されたこの最初のオンライン会期を私たちは温かく歓迎します。今回のパンデミックは、国や市民社会組織との関わりを継続し、喫緊の問題に対処するために、条約機関がオンラインで作業を行う能力を強化する必要があることを明確に示しました。しかし、今年6月に開催された議長非公式会合に [TB-Net](#) が提起したように、オンラインでの活動によって会合や作業の質が犠牲になる危険性について再び注意喚起したいと思います。オンライン会議の重要な条件として、安全な技術プラットフォーム、すべての委員会メンバーの平等なアクセス、委員会の作業言語での通訳、公開会議のウェブキャストが挙げられます。

同様に重要なのは、市民社会組織の十分かつ有意義で安全な参加が保証されなければならないことです。この点に関して、「現代的な形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する国連特別報告者」による、新たなデジタル技術に関する直近の報告書を引用します。例えば、アメリカ合衆国では、白人の82%に比べ、黒人の58%とヒスパニックの57%しかコンピュータを持っていません¹。同報告書によると、合衆国内の黒人とヒスパニックは、白人に比べて自宅でブロードバンドインターネット接続を持っている比率が13~18%も低くなっています²。2015年には、オーストラリアの先住民族であるアボリジニはその他の人びとに比べてインターネットへのアクセスを持っている比率が69%も低くなっています³。ヨーロッパでは80%の個人がインターネットを利用しているのに対し、アフリカでは22%しか利用していません⁴。

これらの統計は、オンライン手続きへ移行しても、本委員会を含めた国連人権メカニズムへのアクセスにおいて、人種差別を受けるコミュニティが依然として障壁に直面していることを示しています。外出制限措置とその物理的・経済的な影響は、各国の条約の実施状況を監視し、人権侵害を記録し、本委員会へ報告するといった市民社会組織の活動にも課題を課しています。しかし、市民社会組織による監視と説明責任の追及は、国が条約の義務を遵守することを保証するために、今後数ヶ月間、そして数年間にわたってこれまでに以上に重要になります。したがって、委員会への市民社会組織の参加がオンラインでの作業方法によって縮小されるのではなく強化され、委員会がこのプロセスに柔軟性と包括性を確保することを私たちは求めます。オンラインでの参加は、市民社会との対面の会合に取って代わるものではなく、補完するものであるべきです。

フォローアップ報告書、個人通報、早期警戒・緊急行動手続き下での措置、人種プロファイリングの防止および根絶に関する一般勧告第36号草案の検討といった第101会期に関する委員会および事務局の透明性のある会期前の情報に感謝します。オンライン会議と今後の会期の計画に関するアクセスが容易な事前の情報は、委員会への参加を維持する鍵となります。最も重要なこととして、対面での会合の開催が不可能な状況が本会期以降も続く可能性が高い場合、締約国の定期報告書の審査と建設的対話を一時的に遠隔で開催するための技術的課題の解決策を、委員会および人権高等弁務官事務所（OHCHR）がこれ以上遅れることなく積極的に模索することを私たちは強く要請します。

最後になりましたが、議長、委員会の新メンバーと再選されたメンバーにお祝いを述べさせていただきます。また、議長と副委員長の任命、および報告者の再任命にもお祝い申し上げます。私たちは市民社会のパートナーとして、この困難な時期に条約の最大限の実施と委員会の重要なマンデートの履行を支援するために、委員会との協力を惜しまないことを表明します。

議長、ありがとうございました。

¹ A/HRC/44/57、段落22

² 同上

³ 同上、段落23

⁴ 同上、段落20